改正案

1 ガイドラインの目的及び範囲等

このガイドラインは、新しい公共支援事業(以下、「支援事業」という。)の円滑かつ適確な実施のための指針であり、「新しい公共支援事業交付金交付要綱」に基づき各都道府県に造成される基金(以下、「支援事業基金」という。)の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示すもの。支援事業の実施に当たっては、本ガイドラインに則った上で、地域の発想や創意工夫による地域主体の取り組みを期待する。

2-1 新しい公共

「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

7-1-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネット ワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うこと が必要であるが、そのためのコンテンツ等の整備については必ず

現行

1 ガイドラインの目的及び範囲等

このガイドラインは、新しい公共支援事業(以下、「支援事業」という。)の円滑かつ適確な実施のための指針であり、「新しい公共支援事業交付金交付要綱(仮称)」に基づき各都道府県に造成される基金(以下、「支援事業基金」という。)の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示すもの。支援事業の実施に当たっては、本ガイドラインに則った上で、地域の発想や創意工夫による地域主体の取り組みを期待する。

2-1 新しい公共

「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

7-1-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネット ワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うこと が必要であるが、そのためのコンテンツ等の整備については必ず しも十分なものとなっていない。

また、NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成等についての知識、技術が不足しており、この結果、金融機関等、寄附者等の理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。

また、NPO等の人材育成、企業などの異業種とのマッチング、活動拡大のためのネットワークの構築等も求められている。

さらに、特定非営利活動促進法の改正により平成24年4月から 都道府県・指定都市が新たな事務を担うことから、都道府県等は NPO等への個別指導や講習会の開催などを実施することにより、特定非営利活動法人の新認定制度について円滑に施行することが求められている。

このため、NPO等の事業の各種活動基盤を整備し、透明性や 健全性の確保を促進する。

(具体的な事業内容の例示)

本事業の具体的内容については、NPO等からの申請に基づき 実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象と なる。

ア~カ (略)

キ 会計基準<u>、特定非営利活動法人の新認定制度等</u>の普及 ク〜コ (略)

なお、上記を進めるに当たり、必要に応じて専門家等を雇用す

しも十分なものとなっていない。

また、NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成等についての知識、技術が不足しており、この結果、金融機関等、寄附者等の理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。

また、NPO等の人材育成、企業などの異業種とのマッチング、 活動拡大のためのネットワークの構築等も求められている。

このため、NPO等の事業の各種活動基盤を整備し、透明性や 健全性の確保を促進する。

(具体的な事業内容の例示)

本事業の具体的内容については、NPO等からの申請に基づき 実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象と なる。

ア〜カ (略)

キ 会計基準の普及

ク~コ (略)

なお、上記を進めるに当たり、必要に応じて専門家等を雇用することは有効な手段となる。

ることは有効な手段となる。

7-5-1 趣旨及び内容

(趣旨)

地域における諸課題の解決に向けて、行政だけでは対応が不十分なケースが増えており、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要である。「新しい公共」の推進に当たっては、NPO等の自立的な活動が基本となるが、一方、地方自治体の理解と連携も必要不可欠であることから、本事業により、地方自治体とNPO等の協働のモデル作りを進めていく。

また、本事業は、多様な担い手(マルチステークホルダー)からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施するものであり、多様な参加者による推進組織などの協働の場が設置され、事業終了後においても「新しい公共」による取り組みの継続・発展の環境作りが行われることとなる。

さらに、上記の趣旨を踏まえつつ、東日本大震災からの復興等に関する諸課題の解決の取り組みには十分配慮することとする。

(具体的な事業内容) (略)

7-5-2 事業スキーム

ア 「新しい公共」の担い手など地域からの提案をもとに、NP

7-5-1 趣旨及び内容

(趣旨)

地域における諸課題の解決に向けて、行政だけでは対応が不十分なケースが増えており、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要である。「新しい公共」の推進に当たっては、NPO等の自立的な活動が基本となるが、一方、地方自治体の理解と連携も必要不可欠であることから、本事業により、地方自治体とNPO等の協働のモデル作りを進めていく。

また、本事業は、多様な担い手(マルチステークホルダー)からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施するものであり、多様な参加者による推進組織などの協働の場が設置され、事業終了後においても「新しい公共」による取り組みの継続・発展の環境作りが行われることとなる。

(具体的な事業内容) (略)

7-5-2 事業スキーム

ア 「新しい公共」の担い手など地域からの提案をもとに、NP

〇等と都道府県・市区町村が<u>連名で</u>、又は、NPO等と都道府 県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体として応募する。 なお、NPO等は、事務所を置く都道府県以外の都道府県の 事業に応募することも可能とする。

(震災対応案件の応募について)

a. NPO等は、東日本大震災に関する諸課題解決の取り組み (震災対応案件)について岩手県、宮城県または福島県に応 募するときは、都道府県・市区町村との連名や協議体によら ないで応募することができる。

この場合、NPO等は、応募内容等についての行政からの推薦状を提出することとする。また、7-5-3のウのマルチステークホルダー・プロセスによりモデル事業を推進する会議等に行政が参画することとする。

なお、NPO等は、可能な限り複数で連携して応募することが望ましい。

b. 岩手県、宮城県及び福島県以外に事務所を置くNPO等が上記 3 県に応募する際には、都道府県・市区町村との連名若しくは都道府県・市区町村を構成員に含む協議体として応募するか、または、事業実施県に事務所を置く地元のNPO等と連携する等により応募する。

この場合、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県は、 上記3県における審査等の円滑化を図るため、3県に対して必要な協力を行うこととする。 〇等と都道府県・市区町村が<u>連携して</u>、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体として応募する。

- 3 県以外から岩手県、宮城県又は福島県への応募について は、上記を基本としつつ、3 県がその事情に応じて適切に対応 することとする。
- c. 各都道府県は、NPO等に対して県域を越えた応募のための 支援(必要な情報提供、応募内容についての指導・助言等) を行うこととする。

イ (略)

ウ 選定された事業の予算は支援事業基金から都道府県・市区町村又はNPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体に交付する。NPO等が都道府県・市区町村との連名や協議体によらずに震災対応案件について応募した場合には、当該NPO等に交付する。

工 (略)

- オ 事業内容が複数の都道府県にまたがる広域連携の案件につい ては、関係する都道府県の運営委員会が相互に連携して対応す る。
- <u>カ</u>特に震災対応案件については、NPO等と都道府県・市区町村の連携、又は協議体の運営に当たり、NPO等の活動を過度に制約せず、その特性が生かされるよう、とりわけ配慮することとする。
- キ 復興プランの策定、まちづくり等を実施する際には、行政、 NPO、ボランティア、地域住民、被災者などの当事者が参画 し、議論に貢献し、合意形成を行う「熟議」の場を設けるなど、

イ (略)

ウ 選定された事業の予算は支援事業基金から都道府県・市区町 村又はNPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体に 交付する。

工 (略)

<u>オ</u> 特に震災対応案件については、NPO等と都道府県・市区町村の連携、又は協議体の運営に当たり、NPO等の活動を過度に制約せず、その特性が生かされるよう、とりわけ配慮することとする。

関係者間で十分な検討を行った上で、取り組むことに留意する。

7-5-3 採択要件

ア (略)

- イ 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体となる事業であること。なお、NPO等が7-5-2のアのaに係る要件を満たして応募する場合には、当該NPO等が実施主体となることができるものとする。
- ウ NPO等と都道府県・市区町村は、地域の諸課題を解決するため、NPO等、行政、企業を可能な限り含む多様な担い手(その構成メンバーはおおむね 5 団体以上の幅広い参画を目標とする)が協働して自ら地域の諸課題に当たるマルチステークホルダー・プロセスによる会議体(モデル事業を推進する会議等)を立ち上げ、「新しい公共」による取り組みを進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終 了後もマルチステークホルダー・プロセスによりモデル事業を 推進する会議等を活用し取り組みを継続させる。(また、政府が 参加する「社会的責任に関する円卓会議」の提案を受けて、地 域において、多様な担い手が協働して問題解決に当たるマルチ ステークホルダー・プロセスの取り組みを展開する場合も対象

7-5-3 採択要件

ア (略)

- イ 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体となる事業であること。
- ウ NPO等と都道府県・市区町村は、地域の諸課題を解決するため、<u>多様な担い手(NPO等、企業、行政を可能な限り含み、</u>その構成メンバーはおおむね 5 団体以上の幅広い参画を目標とする。)が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)による会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取り組みを進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終 了後も本会議体を活用し取り組みを継続させる。

(また、政府が参加する「社会的責任に関する円卓会議」の提案を受けて、地域において、多様な担い手が協働して問題解決に当たるマルチステークホルダー・プロセスの取り組みを展開する場合も対象となりうる。)

となりうる。)

なお、震災対応案件では、マルチステークホルダー・プロセ スによるモデル事業を推進する会議等の構成メンバー数は、お おむね5団体以上にとらわれずに、より柔軟に対応することが できる。

エ 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係 NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取り組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。

(例えば、モデル事業に関係するNPO等が自立的、主体的活動を継続していくため、人材育成、事業化・立ち上げ支援、市民ファンド等の設置、成功事例の普及・啓発などの施策を含むものなどが想定される。)

7-5-5 事業額の制限

本事業の1事業ごとの上限額は原則1,000万円とする。ただし、 都道府県等の状況により、これによることがふさわしくない場合 エ 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係 NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取り組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。

(例えば、モデル事業に関係するNPO等が自立的、主体的活動を継続していくため、人材育成、事業化・立ち上げ支援、市民ファンド等の設置、成功事例の普及・啓発などの施策を含むものなどが想定される。)

(震災対応案件)

本モデル事業において、東日本大震災への対応の諸課題解決に向けた取り組み(震災対応案件)には十分配慮することとする。なお、震災対応案件では、ウの「多様な担い手」の構成メンバー数は、おおむね5団体以上にとらわれずに、より柔軟に対応することができる。

7-5-5 事業額の制限

本事業の1事業ごとの上限額は原則1,000万円とする。ただし、 都道府県等の状況により、これによることがふさわしくない場合 は、この限りでない。下限額は概ね 100 万円とする。<u>特に、岩手</u> <u>県、宮城県及び福島県の震災対応案件については、各県の判断で</u> 事業額の制限を柔軟に変更することとする。

また、内容が異なれば、同一のNPO等が複数の事業に応募できるものとする。

は、この限りでない。下限額は概ね100万円とする。